

## 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課 後期 ☎ 66-1102  
国保 ☎ 66-1103

### ●限度額適用認定証

医療機関窓口に表示することで1カ月に支払う窓口負担金額が自己負担限度額までとなります。

### ●標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます。

#### 1食あたりの入院時の食事代

○標準負担額減額認定証がない場合 460円

○市県民税非課税世帯

- ・90日までの入院 210円
- ・90日を超える入院（申請月から過去12カ月間の入院日数） 160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上または後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

### 各認定証の有効期限

7月31日迄

### ●後期高齢者医療制度加入の方

現在認定証をお持ちで引き続き同じ認定証が該当する方には、7月下旬に発送します。新たに認定証が必要な方は、申請をしてください。

**対象** 市県民税非課税世帯の方または現役並み所得のある方（課税所得690万円以上の方の世帯を除く）

**手続きに必要なもの** 身分証明書（写真付き1点、その他2点）、マイナンバーの分かるもの、保険証

### ●国民健康保険加入の方

限度額適用認定証は申請により交付されます。

8月以降も認定証が必要な方は、7月以降に更新手続きをください。新たに必要なのは申請をください。

※国保税に滞納があると交付できない場合があります。70歳以上で、現役並み所得世帯（3割負担のうち課税所得690万円以上）である方、市県民税非課税世帯でない方は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなります。

**手続きに必要なもの** 身分証明書（写真付き1点、その他2点）、世帯主および本人のマイナンバーの分かるもの、認定証（更新の方）

## 忙しいお母さんを応援 家事支援事業

子育て世代包括支援センター ☎ 56-2305

調理、洗濯、掃除、買い物など日常の家事支援を利用してゆっくりしてみませんか？

**対象** 妊婦～3歳誕生月児がいる方

**利用時間** 月～金（祝日・年末年始は除く）午前8時30分～午後5時

※1日2時間、週2日以内

**利用料金** 1時間 500円

**申し込み** 利用希望日の2週間前までに電話で子育て世代包括支援センターへ。

### 介護予防教室

#### 脳を刺激しよう

寿楽荘 ☎ / FAX 59-7411

指先や頭を使って脳を活性化しましょう。

#### とき・内容

- 8月13日 おとなの折り紙教室
  - 9月10日 カスタネットを楽しもう
  - 10月8日 ビーズアクセサリー教室
- 毎月第2金曜日  
午後1時30分～3時30分

★6カ月コース「からだを動かそう」（毎月第3火曜日）も実施中

**ところ** 寿楽荘集会室ほか

**対象** 市内在住の60歳以上の方

**定員** 各20人（定員を超えた場合は抽選）

**参加費** 無料

**申し込み** 各開催日の2週間前までに、電話またはファクスで住所・氏名・年齢・電話番号を寿楽荘へ。

## 聴覚障がい者災害時支援 バンダナを配布しています

福祉課 ☎ 66-1106

聴覚障がい者災害時支援バンダナは、見た目では分からない「耳が聞こえない方」を識別し「手話などで支援できる方」を見分けられます。

**対象** 身体障害者手帳（聴覚障害者2～4級）の方、手話や筆談で支援ができる方

**申し込み** 身体障害者手帳を持って、直接福祉課へ。（代理可）



## 家屋・土地の調査にご協力を

税務課 ☎ 66-1114

次の場合は税務課までお知らせください。

**家屋係** ☎ 66-1114

●家屋を新築（引越し前も可）・増築・取り壊した

●家屋の利用方法を変更した（店舗を居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗に変更など）

※家屋の利用方法により、土地の税額が変わる場合があります。

**土地係** ☎ 66-1113

●土地の利用方法を変更したとき（住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更など）

## 春日浦事業用地を販売します

財務課 ☎ 66-1158

☎ 0188874

**申込期間** 7月2日～26日

午前9時～午後5時（田舎を除く）

**売却方法** 一般競争入札

**申し込み** 必要書類を直接財務課へ。

### 入札

**とき** 8月6日 午後2時

**ところ** 市役所 201 会議室



### 形原町春日浦 32 番

1990.09㎡ (603 坪)

27,463,000 円

※地下埋設物があり、一般的な用途の建物の建築に支障がある物件です。また、土地の一部に海岸保全区域を含みます。

